

議 事 録

令和 5 年度四万十町農業委員会 3 月総会

日 時 令和 6 年 3 月 2 8 日 (木) 午後 2 時 3 0 分 開議

場 所 四万十町役場 十和地域振興局 2 階 大ホール

日 程

- 第 1 指定第 23 号 会期の決定について
- 第 2 指定第 24 号 議事録署名委員の指名について
- 第 3 報告第 32 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- 第 4 報告第 33 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 第 5 報告第 34 号 非農地証明事務処理報告
- 第 6 議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第 7 議案第 43 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 8 議案第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 9 議案第 45 号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第 10 議案第 46 号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案
に対する意見決定について
- 第 11 議案第 47 号 四万十町農業振興地域整備計画の変更について
- 第 12 議案第 48 号 令和 6 年農作業標準賃金の設定について
- 第 13 議案第 49 号 令和 6 年最適化活動の目標の設定等について
- 第 14 報告第 35 号 令和 5 年度四万十町農業委員会活動報告について
- 第 15 議案第 50 号 令和 6 年度四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について
- 第 16 その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 欠 席 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 真弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 欠 席 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠 席 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 欠 席 |
| 30. 欠 席 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- 15 竹内 純 22 西井 健夫 25 常石 幸浩 29 石田 芳秋 30 澤田 憲男

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・坂東 恭平・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。

先ほどは三島キャンプ場の視察、本当にご苦勞様でございました。今日は十和の会場で総会ということで、皆さんにお越しいただき誠にありがとうございます。季節の方も桜がだいぶ咲いてまいりました。桜は本当に一年で1回見えるいい景色だと思っております。この桜の咲くこの季節は出会いと別れの季節でございます。そして、農業委員会も何人かが変わりました。異動があったということです。それと次の話題になりますが、先月も申しましたが、今改選に向けて、農業委員、推進委員の公募が4月12日まで残り約2週間になっております。一ヶ月の公募期間ですので半分過ぎたという状況になっております。今12人しか出てきておりません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それと、これも先月に言ったんですが、地域計画の目標地図をこれは農業委員会が独自で作成をしないといけません。その目標地図を作るにあたって、一筆ごとの意向調査、それと農業経営の意向調査この二本立てで今回調査するようになっています。今日、その表を配って皆さんに理解していただいて、地域の農家さんが、委員さんに聞きたいと言った時に説明できるような形で今日は帰っていただきたいなど、勉強会も準備しておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、只今より3月総会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。最初にですが、今回議題が多くございますのでスムーズな進行にご協力のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長

ただ今から、令和5年度四万十町農業委員会3月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号36番 上野渡委員にお願いします。

ご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後でございます。

36番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、15番 竹内純委員、22番 西井健夫委員、25番 常石幸浩委員、29番 石田芳秋委員、30番 澤田憲男委員から欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員16名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第 1、指定第 23 号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和 5 年度四万十町農業委員会 3 月総会の会期は、令和 6 年 3 月 28 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 24 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 6 番 下元誠一郎委員と 31 番 武市敏男委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 32 号 「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 32 号 「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を報告します。

議案書は、3 ページからです。

件数は窪川地域から 1 件、西部地域から 2 件の計 3 件になります。

借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号 1 土地の所在地、見付字山口 2423 番、地目、田、面積、1,580 m²。以下 3 筆あり、合計で 4 筆、面積 6,369 m²です。解約事由は、双方合意。合意年月日、令和 6 年 1 月 24 日、引渡年月日、令和 6 年 2 月 29 日です。この農地については、ネギを作られていましたが、耕作されていた法人の生産部門が撤退されたことによる解約です。その後の農地については作られる方を見つけているそうです。窪川地域は以上になります。

続きまして西部地域からです。

番号 2 土地の所在地、相去字フルトノ 782 番、地目、田、面積、1,462 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で面積が 2,514 m²です。解約事由は、借受人からの申し出による双方合意です。合意年月日、令和 6 年 2 月 15 日、引渡年月日、令和 6 年 2 月 21 日。こちらは、令和 5 年 7 月 3 日から令和 6 年 6 月 30 日まで利用権設定がされていました。農地については、新たな借受人と利用権設定を設ける計画中的のことです。

続きまして、番号 3 土地の所在地、相去字イズガ谷口 771 番、地目、田、面積、722 m²です。以下 2 筆あり、合計 3 筆で面積が 3,629 m²です。解約事由は、借受人からの申し出による双方合意です。合意年月日、令和 6 年 2 月 20 日、引渡年月日、令和 6 年 2 月 29 日。こちらは、令和 5 年 7 月 3 日から令和 6 年 6 月 30 日まで利用

権設定がされていました。農地については、新たな借受人と利用権設定を設ける計画中和のことです。

議長 報告第 32 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第 32 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 33 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 33 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」 ご説明いたします。

議案書は、4 ページです。

件数につきましては、窪川地域 2 件になります。

なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、茂串町 276 番 1、地目、畑、面積 780 m²です。
届出日、令和 6 年 3 月 8 日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号 2 番 土地の所在地、数神字宮谷 691 番 1、地目、畑、面積 502 m²、他 10 筆あり、合計 11 筆、面積 12,481 m²です。届出日、令和 5 年 12 月 8 日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第 33 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第 33 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 報告第 34 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 34 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたのでご報告いたします。

議案書 5 ページをご覧ください。

今月は窪川地域から 4 件となっております。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。本町 355 番 2、地目、畑、面積、171 m²です。申請地は 50 年以上前から建物が建築され、現在は取り壊され駐車場として使用されています。令和 6 年 2 月 14 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエイ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地

証明を発行しております。

番号2番。添付資料は3ページから4ページです。影野字横田116番、地目、田、面積、601㎡です。申請地は数10年前より不耕作となり、現在に至っております。令和6年2月16日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号3番。添付資料は5ページから6ページです。興津字水主屋敷2056番4、地目、畑、面積、84㎡です。申請地は50年以上前より建物が建築され、現在に至っております。令和6年3月1日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用して既に20年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号4番。添付資料は7ページから8ページです。道徳字東地115番1、地目、田、面積、823㎡、他2筆あり、合計3,178㎡です。申請地はイノシシの被害があり、20年前から耕作しておらず原野の状態となっています。令和6年3月6日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。

議長 報告第34号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第34号は終わります。

議長 続いて、日程第6 議案第42号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第42号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明いたします。

議案書は6ページからです。申請地の位置は添付資料の9ページからになります。

件数につきましては窪川地域の4件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、七里字今天神乙277番、地目、田、面積492㎡、他3筆あり、合計4筆、面積1,507㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、田んぼでは水稻、畑ではにんにくを栽培する計画となっております。

続いて番号2番 土地の所在地、興津字瀧ノ下170番、地目、畑、面積277㎡、他2筆あり、合計3筆、面積567㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手側の要望、譲受理由は本人希望です。申請地ではハウスでミョウガを栽培する計画となっております。

続いて番号3番 土地の所在地、興津字小室2135番33、地目、畑、面積535㎡、

他 3 筆あり、合計 4 筆、面積 961 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手側の要望、譲受理由は本人希望です。申請地ではハウスでピーマンを栽培する計画となっております。

続いて番号 4 番 土地の所在地、興津字松崎 1819 番 4、地目、畑、面積 529 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では大根やトマトなど野菜を栽培する計画となっております。

以上、この議案につきましては農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長

議案第 42 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について 5 番 濱田誠委員。

5 番

番号 1 番について、譲受人から確認いたしました。

農地の現状は田および畑であることを確認しております。譲受人は農地を効率的に利用し、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しております。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことも確認しております。今回、売買に至った経緯ですが、譲受人が長年譲渡人の所有する借家に住んでおり、今後も住むのであれば買って欲しいとの相談がありまして、譲受人は土地と家屋だけのつもりだったんですが、譲渡人のたつての希望で譲渡人名義の今回の農地も一緒に売買ということになったそうです。以上確認の結果、番号 1 番の所有権移転は問題ないと判断します。以上です。

議長

続きまして、番号 2 番、3 番、4 番一括でお願いします。33 番 橋本健太郎委員。

33 番

番号 2 番について、譲受人から 27 日に確認をしました。現況は畑でハウスを建てられており、茗荷を栽培しております。譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は認定農業者であり、年間 150 日以上農作業に従事することも確認しています。また取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことも確認しています。

今回売買に至った経緯ですが、譲渡人は同地区に住んでおらず、農地を整理したく今回売買に至ったとのこと。また、譲受人は地域の担い手であり、意欲もある農家でもあり、今後も茗荷を耕作していくとのこと。

以上の確認の結果、番号 2 の所有権移転は問題ないと判断しました。

続きまして、番号 3 番です。

番号 3 番について譲受人から 28 日本日確認しました。現況はハウスを建てられており、ピーマンを植え付けるようになっています。譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は、主に奥さんが耕作管理されていて、奥さんは認定農業者でもあり取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことも確認しています。

今回売買に至った経緯ですが、番号 2 番の譲渡人から相談があり、売買になったとのこと。また、譲受人の奥さんですが、地域の担い手でありまして、今

後も耕作していくとのことでした。

以上の結果、3 番の所有権移転は問題ないと判断しました。

続きまして 4 番になります。4 番について 26 日と 27 日、譲渡人と譲受人の両者から確認をしました。現況は畑であります。畑は家庭消費ということで、ニンジンやジャガイモやほうれん草等を作っていきたいということを聞きました。譲受人は年間 150 日以上 of 農作業に従事するのと言っていました。また、周辺の農地ですけれど、そこまで草とかもそんなに生えていなくて、割と管理をされているように見えました。

今回、売買に至った経緯ですけど、譲受人は県外に住まわっていて同地区に移住をしたいということで、4 月から移住をする予定となっていて、宅地の売買もありまして、一緒に農地の方も売買に至ったことを聞いています。

以上の結果、番号 4 番の所有権移転について問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 42 号について質疑を許します。質疑はありますか。
2 番 掛水誠幸委員。

2 番 1 番ですが、これ面積要件が撤廃された関係の新規就農でしょうか、それとも今まで他のところで農地を経営されておりましたでしょうか。

議長 5 番 濱田誠委員。

5 番 今まだお父さんが現役でやってますんで、それを手伝ってるって状態で言わば 2 代目の方なんで認定農業者でもあります。新規就農ではないです。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 42 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 42 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 43 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に

対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 43 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明します。議案書は 8 ページです。今月は窪川地域の 1 件です。

番号 1 についてご説明します。添付資料は 13、14 ページです。申請地は、1 筆。土地の所在、中神ノ川字カラ石 610 番、地目、田、面積 49 m²の内 30.02 m²の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地。転用理由は、納骨堂の新設です。農地区分ですが、申請地は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しています。転用計画につきましては、14 ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況・影響については、周辺は、すべて申請者の自己所有農地であるため、農地への影響はないものと考えております。土地の造成計画については特に無く整地のみです。進入計画については、徒歩にて直接進入します。排水計画については、雨水のみで自然浸透する計画です。関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。資金計画については、金融機関の残高証明書にて必要な事業費を確保していることを確認しています。説明は以上です。

議長

議案第 43 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。3 番 廣井栄治委員。

3 番

番号 1 につきまして、ただ今事務局がすべて言ってくれましたが 26 日に現地を確認しまして、申請人の息子さんより聞き取りを行いました。すべて事務局の説明通りで許可があり次第着手するということです。計画面積につきましては、必要最小限の計画で、周辺農地は全て申請人所有の農地であり、問題はなく排水計画についても自然浸透での排水ということで、営農への支障はないものと思われます。以上の結果、番号 1 番につきましては問題ないものと判断いたします。以上です。

議長

議案第 43 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 43 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 43 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第 8 議案第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

議案第 44 号は、議席番号 7 番 浜田大彰委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので 7 番 浜田大彰委員は退席をお願いします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を説明します。議案書 9 ページ、今月は窪川地域の 1 件です。

番号 1 番について説明します。添付資料は 15～17 ページです。

申請地は、1 筆、土地の所在 影野字宮之前 1111 番、地目、田、面積 9,704 m² の内 223.44 m² の土地です。権利事由は、賃貸借権の設定です。借受人・貸付人は、記載のとおりです。転用目的は、営農型発電施設の継続です。転用理由は、平成 27 年 5 月 27 日に許可済みの当施設につきまして、平成 30 年 5 月 25 日、令和 3 年 5 月 28 日に、それぞれ 3 年間の継続更新をしていましたが、今回 3 年間の存続期間が到来したため、再度 3 年間の継続をするものです。農地区分についてですが、申請地は「農用地区域内」の農地ですが、農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号の「申請に係る農地を一時的な利用に供するために行うもの」、及び「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないもの」に該当し、農用地区域内にある農地であっても、営農型発電施設については例外的に許可できると判断しています。

転用計画につきましては、平成 27 年度に完成してから、これまで現状は変わっていません。一時転用は期間が 3 年以内と決まっていまして、通常であれば、3 年経てば撤去となる所ですが、営農型発電施設の場合は、3 年後に再度一時転用の申請が出来ることになっています。今回も継続していくとの意向であるため申請に至ったものです。

なお、発電設備の下部の営農状況についてですが、別にお配りしています A42 枚のパネル下部営農状況の資料をごらんください。過去 3 年間の総生産量、商品としての出荷量、それぞれ反収に直したものの、地域の平均的な反収を表示しています。営農型太陽光発電での下部の収量は、地域の平均的な反収と比較し 2 割減を超えないように営農する必要があります。ここ 3 年間を確認したところ、万次郎かぼちゃ、ハスイモ、シイタケ、千両等ありますが、地域の平均的な反収と比較し、令和 3 年度は万次郎カボチャ、ハスイモ、椎茸ともに地域の平均単収の 8 割以上の収量をあげております。しかし、令和 4 年度は 7 月豪雨の影響では場が水没し、万次郎カボチャは総生産量こそ地域の平均反収を大きく上回りましたが、出荷できたものは約半分となっています。これ以外の作物についても、豪雨の影響で、収量低下、種芋の腐敗、不着果などにより、十分な収量を得られておりません。令和 5 年度についても、ほ場の水没による影響で土壌状態が悪く、万次郎カボチャの収穫は得られて

おりません。一方で、椎茸については前年度より収量も増加し、地域の平均反収をクリアしております。

過去3年間の状況から、水害による被害がなければ基準値をおおむねクリアしており、今後も安定して営農できると判断できますので、引き続き3年間の継続については問題ないものと判断しています。また、2枚目には参考資料として知見を有する者からの意見書を添付しております。営農状況を分析したものであり、総合的な判断としては、サンビレッジ四万十でのソーラーシェアリングについては順調に行われており、今後の増収も期待できるとのご意見をいただいております。説明は以上です。

議長 議案第44号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。28番 大西博之委員。

28番 事務局の方から、もうほとんど必要事項の報告がありましたので特にないんですけども、地域の担い手の法人でもあり、ここ1年は水害の被害があり反収は減ってますけども、これからの計画も出てますので、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第44号について質疑を許します。質疑はありますか。
16番 中原英昭委員。

16番 総生産量って何ですか。
出荷もしてないのに重さを測ってるけど意味がわからない。

事務局 反収というところで総生産量という基準で判断してます。ソーラーシェアリングの場合は地域の平均反収の8割以上をあげる必要があるのです。

16番 つまりソーラーシェアリングをやるために測っている重さってということですか。

事務局 そうです。

16番 ハスイモなんてこれ5年、6年、もう次から作っていかんという計画になってる。

事務局 ハスイモについては、令和4年度には作付けはしてるんですけど収量は無く、5年度はほ場の水没による影響で土壌の状態が悪いため作付けはしてないです。令和6年度は水没したほ場の土壌改善を図ったうえで作付けをしていく計画です。

16番 これ以降の話は出てきてないから、これまでの話だけでオッケー出してくれってということ。

事務局 基本的にはその継続で8割反収での判断が重要になってくるので、過去3年間の

状況によって判断していただくようなことになります。

議長 他に何かありませんか。27 番 市川正司委員。

27 番 中原英昭委員が言いよったような話ですが、令和 3 年度の方で椎茸、総生産量は 686 kg に対して出荷量が 1t 超えてますが、これはどういう理屈ですか。

事務局 基本的に生椎茸での出荷ということなんですけど、買い手の方が乾燥椎茸が欲しいとかいうことがあった場合に、翌年とかに前年度分の在庫を乾燥椎茸で販売したようです。令和 3 年度についてはそれで生産量と出荷量の重さの差が出ているというところですよ。以上です。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

7 番 浜田大彰委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

浜田大彰委員、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 45 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 45 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書は 12 ページからです。添付資料については 18 ページからになります。
別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 6 年 4 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第五条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域 10 件、西部地域 6 件の計 16 件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番と 2 番については設定を受ける者が同じなのでまとめて説明します。

番号 1 番、土地の所在地、金上野字下向 1915 番、地目、田、面積 2,280 m²、他

4筆あり、合計5筆、面積6,198 m²です。

番号2番、土地の所在地、金上野字下向30番1、地目、田、面積770 m²、他2筆あり、合計3筆、面積5,905 m²です。

番号1番2番について設定は新規になります。期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年です。作物は水稻又は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号3番、土地の所在地、大井野字鳩打田807番、地目、田、面積3,069 m²、他3筆あり、合計4筆、面積10,717 m²です。設定は新規になります。期間は令和6年4月1日から令和8年12月31日までの2年9か月です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号4番、土地の所在地、宮内字西原棧敷2092番、地目、田、面積2,135 m²、他7筆あり、合計8筆、面積15,248 m²です。設定は新規になります。期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年です。作物は水稻又は生姜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

続いて番号5番、土地の所在地、七里字早川甲1601番、地目、田、面積1,982 m²です。設定は更新になります。期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年です。作物は大豆を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号6番から番号9番については設定を受ける方が同じなのでまとめて説明します。

番号6番、土地の所在地、作屋字黒土ノ窪592番3、地目、田、面積378 m²、他1筆あり、合計2筆、面積500 m²です。

番号7番、土地の所在地、作屋字黒土ノ窪585番2、地目、田、面積99 m²、他9筆あり、合計10筆、面積2,415 m²です。

番号8番、土地の所在地、作屋字黒土ノ窪582番、地目、田、面積561 m²、他4筆あり、合計5筆、面積1,848 m²です。

番号9番、土地の所在地、作屋字黒土ノ窪580番、地目、田、面積489 m²、他1筆あり、合計2筆、面積674 m²です。

番号6番から9番について、設定は新規になります。期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号10番、土地の所在地、仁井田字窪田丸711番、地目、田、面積602 m²、他6筆あり、合計7筆、面積3,435 m²です。設定は新規になります。期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年です。作物は大豆を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。窪川地域からは以上です。

番号11番、土地の所在地、茅吹手字新谷タニ297番、地目、田、面積1,598 m²。外2筆あり、合計3筆、面積が3,684 m²です。設定は新規の設定になります。期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年になります。作物はセンブリを栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、番号12番、土地の所在地、小野字シム子山1270番、地目、畑、面積2,037 m²。外1筆あり、合計2筆、面積が7,465 m²です。設定は更新の設定に

なります。期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年になります。作物は施設野菜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号 13 番、土地の所在地、江師字中畝 882 番、地目、田、面積、1,104 m²。外 3 筆あり、合計 4 筆、面積が 4,375 m²です。設定は新規の設定になります。期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 6 年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号 14、土地の所在地、相去字上松尾 470 番 1、地目、田、面積、727 m²です。設定は新規の設定になります。期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年になります。作物は野菜を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、番号 15、土地の所在地、弘瀬字田ノ谷 465 番 7、地目、畑、面積、4,058 m²です。設定は新規の設定になります。期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年になります。作物は野菜を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、番号 16、土地の所在地、大正中津川字上久保 834 番 1、地目、田、面積、808 m²。外 3 筆あり、合計 4 筆、面積が 3,456 m²です。設定は更新の設定になります。期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。以上です。

議長

議案第 45 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番、2 番について。20 番 中城康子委員。

20 番

番号 1 番 2 番まとめて報告させていただきます。今月 22 日に借受人、貸出人共に面接しまして、現地確認しました。借受人は認定農業者でもあり、地域の担い手となっております。それから年間 150 日以上の作業に従事しておりますが、新規の設定になっておりますけど、昨年作ってくれよった人が病気のため、出来なくなって急に去年から稲作をこの借受人が作ってくれてました。周辺農地は草刈りなんか十分に管理されております。周辺農地なんかも貸出人、両家のもんでもあり、悪影響も与えるような耕作はしておりませんので、問題ないと思います。

議長

続きまして、番号 3 番について。21 番 岡村博品委員。

21 番

番号 3 番について、3 月 26 日に現地確認と本人に内容の確認をしてきました。現況は田で、もうすでに畔塗、草刈りをして管理されており、周辺農地への悪影響はないと思われます。借受人は認定農業者でもあり、地域の担い手です。内容も利用集積計画のとおりで問題はないと判断します。

議長

続きまして、番号 4 番について。2 番 掛水誠幸委員。

2 番 4 番につきましては、設定するものと設定を受けるものについては、おじいちゃんと孫であります。3 月 21 日に借受人の方から確認をしまいいりました。借受人は新規就農者であります。昨年島根県の方から、奥様と共に地元に帰ってきて来て、祖父のところで農業の手伝いをしておりました。昨年一年間、私が本人を見てまいりましたが、非常に真面目で積極的に営農に取り組んでおり、当然 250 日以上営農にも当たっております。周辺農地には悪影響を与えませんし、特に利用集積計画のとおり、問題ないものと思います。

議長 それでは番号 5 番について。5 番 濱田誠委員。

5 番 番号 5 番について借受人から確認しました。借受人は、農業生産法人でもあり、地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画のとおりで、更新でもあり、特に問題ないと思います。以上です。

議長 番号 6 番から 9 番一括で。27 番 市川正司委員。

27 番 番号 6 番から 9 番まで一括でお願いします。この土地については番号 7 番のお父さんが全部作っておりました。お父さんが一昨日なくなりまして、途方に暮れていたところ、番号 7 番のお姉さんと、借りてくれる人が会社が一緒やったということで、トントン拍子に話が進み、その後の農地をすべて作ってくれるということを知りました。ちなみにこれは 3 月 25 日に番号 6 番の方に直接電話で話をお伺いいたしました。本人そのものは、年間 150 日以上ゆうに農作業に従事しております。周辺農地にはもともとこの辺りの田んぼを作っていたので、全く影響はございません。利用集積計画のとおりで、まず問題は起きないだろうということを皆が話しておりました。以上です。

議長 続きまして、番号 10 番。8 番 宮崎恵美子委員。

8 番 10 番について説明します。21 日に借受人と貸出人に相互に電話で確認を取りました。借受人の方は前に西内さんが大豊まで行って確認された方です。私は電話です。農作業の方は種まきとか刈取りは支援センター、大体大まかなことは支援センターにやってもらって他の耕起とか草刈りとかは自分でやるということでした。遠いけれど頑張ってやりますとのことでしたので問題はないと思います。農地についてですが、集成図では下に 4 枚になっておりますが、半島みたいな出てたところと実際は 2 枚の田んぼになっております。以上です。

議長 続きまして、番号 11 番。11 番 土居稔委員。

11 番 番号 11 番について 3 月 23 日借受人に面会いたしました。借受人は、農業委員の経験もある地域の重要な担い手でございます。借受人はセンブリと水稻の栽培中心に、年間 150 日以上農作業に従事しておりまして、効率的な農地利用を行

っているほか、周辺農家の水稻の苗づくりや田植え刈取り作業も請け負っております。利用権を設定する一連の土地ではすでにセンブリの播種が行われておりまして、周辺農地での悪影響も考えられず、問題はないものと考えております。以上です。

議長 続きまして、番号 12 番ついて。13 番 武内道則委員。

13 番 26 日に現地に借受人の方に話を聞いてきました。現況は畑でありまして、片方の畑にはハウスが建っております。ハウスの中ではトマトを生産されているということでございます。非常に広い土羽がある農地ですけど、アグリシート防草シートを綺麗に貼っていましたが経年劣化で穴がなかなか開いておったのは確認しとったんですが、残りをその上にまた重ねて綺麗に貼っており、管理されております。年間 300 日以上就農していると自己申告をされておりますが、近所の方に聞くともうほぼ年間通して、毎日来ているというほどの仕事ぶりです。認定農業者ではありませんが、地域の担い手でもあります。更新でもありますので問題ないと考えます。以上です。

議長 番号 13 番について、欠席ですが。18 番 梶原美智委員。

18 番 13 番について竹内純委員に代わり、梶原が説明をさせていただきます。27 日に両者からお話を聞きました。現地も確認してよく手入れされているのを確認します。貸付人は 150 日以上を農作業に従事しており問題ないと思います。それから新規となっておりますが、貸付人さんが、実は親から名義を変更したばかりで実は親の代から田んぼを作ってもらっていたということもあり、今回もお願いをしますということに至りましたということでしたので問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号 14 番について。16 番 中原英昭委員。

16 番 現地確認の聞き取りを行ってきました。借受人は、新規就農支援資金の受給者でありまして、主にピーマンを作付けしています。

貸付人は義父にあたります。真面目に農業に取り組んでおります。当案件は昨年順調だった里芋の面積を増やすものでありまして見てきたところ綺麗に整備されておりますし、もう畑も耕しており問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号 15 番について。17 番 宮脇眞弓委員。

17 番 15 番の両方の方に 3 月 22 日にお会いしてきました。私と生活圏が違う住所なので初対面ということもあり、いろいろ質問したいこともあったので、伺ってきました。現状は畑であることは確認しております。

それと新規の議案なんですが、借受人は実家のお父さんが 2 年ほど前に亡くなって、そのお父さんの土地で野菜を作っていたりしている傍ら、介護職のパート

もしているということで、これからは JA 出荷を目指して野菜を栽培したいというお話でした。私が疑問に思ったのは、なんで1年なのかなと思ったんですが質問したら、今後農地を増やして、農業の方にシフトして広げていきたいということで、面積を増やす可能性が高いということで1年にしたということでした。

貸付人の方は賃借料が空白なんで、ただで貸すんですかって聞いたら、これから反1万円ぐらいはいただきたいということでした。お互いに知人で畑が隣地なので、これからも助けながら栽培していきたいということで新規であります、担い手になると感じましたので問題ないと思いましたので、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、番号16番について。39番 吉田健夫委員。

39番 3月25日に借受人の方と現地で確認いたしました。借受人は長年にわたり農業をされている経験豊富な地域の担い手です。内容も利用集積計画のとおりです。更新でもあり、特に問題はないと判断致しました。以上です。

議長 議案第45号について質疑を許します。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第45号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第45号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第10 議案第46号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第46号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について説明いたします。

議案書18ページ、添付資料は63ページからとなります。議案書に書かれていません権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係

る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。審議、決定をお願いいたします。

今月は窪川地域の1件です。

番号1番について説明します。

番号1 平串字高尾987番6、地目、田、面積969㎡。以下1筆あり、合計2筆面積1,371㎡です。登記目的、所有権移転、法務局受付日、令和6年2月26日、登記原因、昭和54年8月22日時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と義務者の方と確認し、この土地については、義務者の父と権利者の父との間で売買しておりましたが登記はしておらず、それから何十年も経ち、今回高速道路の件で、土地の整理ができ相続することができたので、譲渡していた権利者の方に名義を変更することができたそうです。現地は添付資料64ページの写真のとおりで権利者が管理しています。説明は以上です。

議長

議案第46号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。29番石田芳明委員がお休みですが、8番宮崎恵美子委員。

8番

石田委員さんから言付かってきましたので報告します。3月12日に事務局と共に、義務者と面談しました。権利者の関係者は全員、県外在住のため、権利者を決めるのに時間を要したとのことですが、特段問題はないと思いますということでした。

議長

議案第46号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第46号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第46号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長

日程第11 議案第47号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

本議案は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、令和6年3月8日付けで、町長より協議のありました、四万十町農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会の意見を具申するものであります。

除外案件の番号5番は、私が四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、まず、番号5番以外の審議、採決を行いその後に私が退席をし、番号5番の審議、採決を行います。

除外案件 番号5番以外について担当課の説明を求めます。

農林水産課

いつもお世話になっております。農業整備計画担当の岡本と申します。

農林水産課に所属しております。それでは着座にて説明させていただきます。資料ですが、別冊でお手元にございますでしょうか。農業振興地域整備計画、変更議案添付資料。66ページの資料になります。それでは早速ですが、編入について説明させていただきますと思います。資料1ページをご覧ください。

今回の編入案件につきましては、すべて令和6年度から日本型直接支払制度に新規加入するために編入したいという申し出のあった農地となります。

整理番号は1から8までありまして、関係者は記載のとおりです。

農地につきましては、壱斗俵字カザヤシキ 423-1。こちら航空写真を5ページの方につけさせていただいております。

整理番号2番の同じ壱斗俵字的ノ元 265番こちら航空写真8ページ。見づらくて申し訳ないですけど、添付させていただいております。

整理番号3番の金上野字中向 1115番こちらが11ページ。

続きまして、西川角字平バイ 109番、110番、111番、113番、116番こちらすべて14ページにまとめて載せております。

端っこの方であります、中山間直接支払に入りたいということで。整理番号6番の中ノ越字カミヤシキ 106番こちらが17ページ。

それで整理番号7、8が同じ藤ノ川半山田 145-1、字才能島 149-22も20ページ。

以上の計11筆の現況地目すべて田となっております。

地積は合計で8033㎡です。編入については以上になります。

続きまして除外案件について、ご説明いたします。

資料の21ページをご覧ください。

除外につきましては位置図と航空写真を加えて現況の写真の方も添付させてもらってます。

携帯基地局が多いんですけども、まず整理番号1番、関係者記載のとおりで野地字天一畑 1065番、現況地目畑 4㎡を携帯基地局にしたいと現況写真は29ページにございます。

楽天モバイルさんから電力の確保が容易にできるということで、電柱から程近い当該地を選定したということです。

続きまして整理番号2番、寺野字木材ガ市 614-6、現況地目は畑、4㎡を携帯基地局にしたいと写真は33ページです。

赤枠で囲っておるところも携帯基地局が立っておるところです。

続きまして、整理番号3番、志和字クモテン 659-1、現況地目は田、4㎡を携帯基

地局にしたいと写真は 37 ページ。

NTT ドコモさんからはだいたい基地局でカバーできる範囲が 2 キロぐらいというところで、志和の、効率の方を考えるとこの位置がいいということで。適地として選定されたということです。

続きまして、整理番号 4 番、魚ノ川シノベヤブ 381-4、現況注目は畑、32.8 m²を墓地にしたいという申し出がありました。写真は 41 ページです。

ご先祖様の墓石の移設で納骨堂を新設したいということで、近くに公営墓地もないため、自己所有地の当該地を選定したということになります。

整理番号 5 番ですが、後ほどご説明いたします。

整理番号 6 番、大正北ノ川字南ヤシキ 388-3、現況地目は畑 2.25 m²を携帯基地局にしたいという申し出がありました。写真は 50 ページです。こちらもすでに建っておると。

続きまして整理番号 7 番、大正字住吉 1031-1、現況地目は田、1 m²を携帯基地局にしたいと。資料 54 ページです。

続きまして整理番号 8 番、大道字ムカイヤシキ 286-1、現況地目は畑、1 m²を携帯基地局にしたい。資料 58 ページです。楽天モバイルさんからは、大道地区の災害であつたり、緊急医療用の連絡のために電波塔を建てたいという事でした。

整理番号 9 番です。小野字中谷 503-2、現況地目は畑、2.25 m²を携帯基地局にしたいと申し出がありました。写真は 62 ページです。こちらも既に建っておると。

整理番号 10 番、古城字上ヤシキ 325-1、現況地目は畑、16 m²を墓地にしたいという申し出がありました。写真は 66 ページ最後ですね。申請者さんからは、これまでの墓地は山の中にあつて、その墓地に自分の墓に行く道もだいぶ荒れてきたということで、もう管理が難しくなってきたのでもう家から一番近い、当該地の農地を選定したという理由でした。以上、合計で 562.3 m²について除外したいとの申し出がありました。また今回申請がありました携帯基地局への転用案件は、業者さんより県と携帯電話アンテナ基地局の設置についての事前協議はなされており、県より農地転移の手続きが必要ない旨の回答を行い、既に設置されております。これについては事後での農振除外手続きは可能になっておりますので、以上ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 担当課の説明が終わりました。

議案第 47 号 除外案件番号 5 番以外について質疑を許します。質疑はありませんか。2 番 掛水誠幸委員。

2 番 4 番、5 番です。西川角の最初の編入ですが、13 ページ 14 ページの資料で、これ四万十川沿いやと思われるんですが、私の担当地域じゃなくて多分、私も見たことがあるのかもわかりませんが、地図でも写真でも四万十川の横に農地があつて、その内側に水がありますので、ひょっとして大井野水路ですかね中の水は。この土地がひょっとして、本当に田んぼとしての有効性が現在行われているのかなと思って質問させていただきます。

農林水産課 一応ですね。申請者さんからは、それこそこれから中山間直接支払に入るために、農地維持管理していくという前提もと当然農地として既に活用されておる状況ではあるということです。

議長 他に質疑等ございませんでしょうか。6 番 下元誠一郎委員。

6 番 除外案件の件で基地局の面積がバラバラですが、広い範囲をとっているところと狭い範囲をとっていることはありますが、これの説明をお願いしたい。

農林水産課 申請書の方を見ておるとですね。やはり若干規模が大きいものに関係はあるようなので、それによって面積が 2.25 だったり。

議長 私から携帯基地局の部分で、結構件数がございますが、現在稼働しているということでしょうか。それと電波の状態とか改善されているのでしょうか。

農林水産課 現在すべても稼働しておるというところでそれに伴って通信状況も良くなっているそうです。改善して四万十町の方にも力を入れておるということです。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 47 号「四万十町農業振興地域整備計画の変更（除外案件番号 5 番以外）」については、異議ない旨、四万十町長へ回答することに決定しました。

続いて、除外案件番号 5 番の審議を行いますので、議長を竹村加壽子委員に交代して、私は退席します。

議長代理 担当課の説明を求めます。

農林水産課 整理番号 5 番の除外。整理番号 21 ページにお戻りください。
21 ページのページ番号 5 番。農地につきましては、藤ノ川字下切 1217-2、現況地目は田。495 m²一般住宅に供したいとの申し出がありました。資料 42 ページからになります。現況写真は 45 ページですね。45 ページ、46 ページ。2 枚撮影しております。転用予定者は、現在アパートで暮らしておって、お子さんも生まれてアパートが手狭になってきたため、実家に近い当該地を選定されたというお話です。以上ご審議のほどよろしくお願いします。

議長代理 担当課の説明が終わりました。
議案第 47 号 除外案件 番号 5 番について質疑を許します。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長代理 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長代理 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 47 号「四万十町農業振興地域整備計画の変更 除外案件番号 5 番について」異議ない旨を、町長へ回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長代理 挙手全員であります。
よって、議案第 47 号「四万十町農業振興地域整備計画の変更 除外案件番号 5 番について」は、異議ない旨、四万十町長へ回答することに決定しました。
19 番 太田祥一委員の除斥をと、入室をしていただきます。

議長代理 太田祥一委員、除外案件番号 5 番は、原案のとおり可決されました。
それでは、議長を交代します。

議長 ただいま議案第 47 号が議決されました。
お諮りいたします。議案第 47 号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について、軽微な変更や修正がある場合は、町当局と会長の協議で行うものと思いたい」と。
ご異議ございませんか。

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第 12 議案第 48 号「令和 6 年 農作業標準賃金の設定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 48 号 「令和 6 年 農作業標準賃金の設定について」をご説明します。
議案書 21 ページは窪川地域、22 ページは大正十和地域の表になっております。
内容については、先月の総会後に各地域の委員に分かれていただき、それぞれ意見を出してもらったものを集約しております。
昨年度からの変更点は赤字で示しております。
まず、21 ページの窪川地域です。
窪川地域の標準賃金については全体的に上がっています。

コンバインでの稲刈りについて、昨年までの 17,100 円から 18,000 円にアップ。
田植えについて、昨年までの 6,400 円から 7,400 円にアップ。
冬耕起について、昨年までの 5,000 円から 6,000 円にアップ。
耕起セットについて、昨年までの 18,000 円から 20,000 円にアップ
荒だたき・代かきセットについて昨年までの 15,000 円から 17,000 円に 2 アップ。
代かきについて昨年までの 8,000 円から 9,000 円にアップ。
水田防除について、昨年までの 2,000 円から 3,000 円にアップ。
モミすりについて、昨年までの 600 円から 700 円にアップ。
モミ乾燥について昨年までの 7,000 円から 8,000 円にアップ。

育苗について、昨年は 814 円でしたが、支援センターの金額と合わせる様にとの事でしたので、支援センターにお聞きし、1 箱 880 円としております。

その他の作業について令和 5 年 10 月 8 日に高知県の最低賃金が一時間あたり 853 円から 897 円に改定されていますので、下限を 6,900 円→7,200 円に変更しております。また、上限については 10,000 円から 12,000 円に変更しております。

新しく、フレールモアを使用した除草作業について、1 反あたり 5,000 円とし、新たに追加しております。

欄外の※の注意書きについては、昨年度と同様です。

次に、22 ページの大正・十和地域についてです。

昨年度からの変更点を赤字で示しておりますが、高知県の最低賃金改定を受け、6,900 円から 7,200 円に変更しております。

欄外の※の注意書きについても、昨年度と同様にしております。

一点、議論となったところが、耕耘機と管理機につきまして、基準が 1 日となっておりますが、1 日いくらではなく、面積でいくら、としてはどうかという意見がありましたが、その場合の標準的な金額が不明という事で、一年調査などを行い状況によって来年度に変更するかどうかを判断することとなりました。

以上が、委員の皆さんの意見を反映させた案となります。

本日決定いただきましたら、4 月の区長文書で各戸配布を行いたいと考えております。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

次に移る前に特に窪川地域が大幅にかわっておりますので、掛水誠幸委員よりお願いします。

2 番 金額につきましては、前回の会議で決定していただいた金額を、一応、持ち帰りまして、確認をしてみましたので間違いはございません。この時出たように何年来上がってないということで、この際に上げとかんとなかなか上げづらくなるという意見が出ましたので、窪川地域につきましては次長から説明していただいた通り、大幅な変更をさせていただきました。以上です。

議長 ありがとうございます。大正十和地域ありませんか。

13 番 ありません。

議長 議案第 48 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 48 号を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって議案第 48 号を可決されました。

議長 続いて、日程第 13 議案第 49 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 49 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」を説明いたします。資料は事前にお配りしております、右肩に別紙様式 1 と書かれた「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等」となります。

この最適化活動の目標設定については、毎年 3 月に翌年度の目標設定を行う事となっているもので、令和 4 年度から行っておりますので、昨年度からの変更点を中心にご説明いたします。

変更箇所については、青色で網掛けしております。

まず、Ⅰ 農業委員会の状況の 2 農家・農地等の概要ですが、昨年度から認定農業者数が、3 経営体増加して 214、基本構想水準到達者（四万十町基本構想に規定している経営水準に到達している者）が、1 経営体減となり 109、耕地面積の田が、30 ha 減少して 2,090 ha となっております。

次に、Ⅱ 最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標について、目標の集積率には当然変更はありませんが、先ほどの耕地面積が変更したことと、これまでの集積面積の実績が増加したため、目標値について若干の修正を加えております。(2) の遊休農地面積については、現状値に改めるとともに、遊休農地の解消目標面積も併せて変更しております。

(3) 新規参入の促進についても、令和 5 年度については実績を記入しております。

最後に、2 最適化活動の活動目標についてですが、基本的には本年度と変更はなく、活動日数も 6 回、強化月間についても変更はしていません。以上です。

議長 議案第 49 号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第 49 号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 49 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 49 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり可決されました。
なお、軽微な変更や修正がある場合は、事務局と会長の協議で行うものと思いたいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第 14 報告第 35 号「令和 5 年四万十町農業委員会活動報告について」を議題とします。
事務局の報告を求めます。

事務局 報告第 35 号「令和 5 年度四万十町農業委員会活動報告について」を報告いたします。添付資料は 68 ページからです。

今年度は新型コロナウイルス感染症の取り扱いが 2 類相当から 5 類に移行し、私たちの生活は通常に戻ってきています。

会議や研修会は対面に戻りつつあり、コロナ禍前に行われていた議会産業建設常任委員会との意見交換会や県外への先進地視察研修も行われ、1 年を通して活発な活動ができました。

また、地域計画の策定のための地域座談会を 129 集落で行い、農業委員・農地利用最適化推進委員の参加のもと、農地の出し手・受け手の意向把握に努めた、そんな 1 年でした。

委員会の主な活動としては、毎月の総会、役員会では法令業務のほか、所掌事務等について協議を行いました。

法令業務については、農業委員会の業務の柱である法令業務を、透明性、公正、公平性をもって行い、適正かつ円滑な運用に努めました。

毎月の総会における審議案件件数の令和５年度の特徴としましては、令和６年４月から義務化される相続登記が周知されたことにより、相続等による届出・農地法第３条の３の届け出が増えている点です。74 ページに載せてありますので、後ほどご覧ください。

最適化の推進としまして、最適化活動の目標設定が行われ、各自目標達成に向けて努力していただきました。

情報の提供としまして、農業委員会だよりを年２回発行しておりますが、本年度も「四国ブロック農業委員会情報誌コンクール」で「優秀賞」「最優秀賞」をそれぞれ受賞しております。

地域委員会での活動や会議及び委員研修も積極的に行われ、活動的な１年でした。

令和５年度の１年間の活動状況については70 ページから73 ページに載せてあります。以上、報告第35号について報告させていただきました。

議長 報告第35号について事務局の報告が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑が無いようですので、報告第35号「令和５年度四万十町農業委員会活動報告について」を終わります。

議長 続いて、日程第15 議案第50号「令和６年度四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第50号「令和６年度四万十町農業委員会の活動方針及び活動計画案」を説明します。添付資料は75 ページから76 ページです。

活動方針です。地域計画座談会では、改めて高齢化や人口減少が進んでおり、担い手や後継者が不足している現状が明らかになりました。その中で農業委員会による農業、農地を守る活動が今以上に重要となってくるため、農業委員と農地利用最適化推進委員が協力し、農地等の利用の最適化の推進をより一層取り組んでいきます。

また、農家の意向把握を行うために調査を行い目標地図の作成に取り組めます。

活動計画としまして、基本である農業委員会が所掌する法令に基づく業務のほか、農地利用の最適化に向け農業委員、農地利用最適化推進委員が協力し活動を行っていきます。

最適化の推進として、６年度は遊休農地の発生・解消について「タブレットの有効活用」を入れております。積極的に活用いただきたいと思います。

活動の記録につきましては、活動のたびに記入いただき、活動の見える化を図ります。

他の活動も５年度同様に積極的に取り組んでいきます。

以上、議案第 50 号の説明を終わります。

議長 議案第 50 号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第 50 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
2 番 掛水誠幸委員。

2 番 70 ページのタブレットの有効活用ということで、多分全体では言うてないと思うんですが、前回までタブレットを利用するには暗証番号をとって、それを貼り付けるとか、ややこしいことがありましたが、それが解除されたようですので、その辺も詳しく説明してください。

事務局 今まで電源を入れて入力して一回 G メールとかにそのパスコードが送られてきて、それをコピーしてまた入力しないと入れないとかがあったんですけど、それを簡単コードという 4 桁の番号にしていますが、それで簡単に入れるようになってますので、またぜひ活用していただけたらと思います。以上です

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 50 号「令和 6 年度四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 50 号「令和 6 年度四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」は、原案のとおり可決されました。

議長 小休にいたします。

議長 正会にします。

議長 お諮りいたします。

ただいま、お手元にお配りいたしました、報告第 36 号農業委員会事務局職員の人事異動について追加日程 1 として日程を変更し、ただ今より議題とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ご異議がありませんので、ただ今より追加日程第1、報告第36号「農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。

本議題につきましては、四万十町農業委員会会長に対する事務委任規則第1条により、本委員会の職員の任免を行うものです。

同規則第2条の規定によりその内容について事務局より報告を求めます。

事務局長

報告第36号農業委員会事務局職員の人事異動について報告させていただきます。四万十町農業委員会会長に対する事務委員規則第一条及び第二条の規定により次の職員を任命するので報告いたします。

令和6年4月1日、森本太貴、農業委員会事務局への出向を解く。

令和6年4月1日、池本拓矢、農業委員会事務局への出向を解く。

令和6年4月1日、坂東恭平、農業委員会事務局西部駐在所主査の兼職を説く。

令和6年4月1日、森光愛、農業委員会事務局主任を命ずる兼ねて書記を命ずる。

令和6年4月1日、田村亮、農協委員会事務局西部駐在所主任を命ずる。

令和6年4月1日、山陸聖弥、農業委員会事務局西部駐在所主査を命ずる。

以上です。

議長

報告第36号「農業委員会事務局職員の人事異動について」を終わります。

議長

続いて、日程第16 その他の件について議題とします。

事務局ではありませんか。

事務局

農業者年金の加入推進部長についてです。農業者年金の加入推進部長の任期を3月1日から翌年2月末までとしております。先月をもって現部長の任期が切れてますので、どなたかお願いできないでしょうかという相談です。また今年は改選がありますので、今回は8月末までとなります。9月以降についてはまだ9月の総会で決めていただけたらと思います。

引き続き宮崎恵美子委員と中原英昭委員にお願いしたいのですが、どうか。8月末まで引き続きよろしく申し上げます。

事務局

会の冒頭に会長からお話がありました。地域計画の目標地図についてです。

お手元にクリップ止めのものをお渡ししてるかと思います。

今後の農業経営移行に関する調査についてというものになってきます。

この調査については、皆さんご存じの地域計画の策定にあたり必要となる目標地図の素案作成のための調査となっております。本年度は、農林水産課が中心となり集落座談会を町内129集落で開催し、委員の皆さんにもご協力いただいたところですが、来年度は、いよいよ目標地図の素案を農業経営基盤強化促進法第20条に基づき農業委員会が作成しなければなりません。そこで、お示ししているような調

査票を農家さんにお送りし、回収してそれを地図に反映していくことになります。

事務的なことについては、事務局で対応することになりますが、書き方がわからん！とか委員さんへ問い合わせがあるかもしれませんので、今回調査票の内容について事前に説明させていただきます。

送付時期については、4月以降に順次発送します。順次発送なので、早く送付されるところがあれば遅くなるところも出てくるので、委員さんへは、担当集落への発送を行い次第、お知らせしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。

議長

以上をもちまして、令和5年度 四万十町農業委員会3月総会を閉会いたします。
礼。ありがとうございました。

閉会 午後 時 分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和 6 年 月 日

会 長

署名委員 6 番

署名委員 31 番
